

2017-5-19

論説



憲法主権者ここにあり

憲法を改正するに当たっては、
主権者たる私たち自身が、将来に
負うべき責任の重さをじっくりと
自覚しておいたことが、まず肝要で
はなかろうか。

ところが九条には、この条文を

すがに戦後日本の平和主義が七
十年も、脈々と守り継がれてきた
重さがある。それを改めるところ

では、例えは九条の空文化で、
まだ見ぬ将来世代の人々を、戦地
へ送ることになるかもしれない。

そういう先も見据えての、歴史的
な選択の重さである。

これほどの重大事だからこそ、
改憲の選択を国民に求める手続き
も、よほど厳謹でなければならないま
い。そもそも改憲は、憲法の主権者
の責任において国民が主体的に
判断するとした。手続きの基点に
は何世代にもわたる議論の末に、
国民の過半が改憲を望むようすを
論の醸成がなければならない。

この本筋に立てば、安倍晋三首
相が唱えた九条改憲の道筋がいか
に無理筋か、見えてくる。

二つの側面から指摘したい。

一つは、立憲主義の本旨に照ら
して、だ。憲法に縛られる側の権
力者が、恐らく縛りを緩める方向
で改憲の議論を率いる。しかも自
らの政権運営に都合よく議論の期
限を切るというのでは、国民主権
の本筋に真っ向から逆行する。

首相には、改憲派議員が発議要
件の「三分の二」を超す今のうち
に、発議を急がせたいとの思惑が
あるのだろう。だが国会は無論、
一権力者の意向を代表するだけの
多数決機関ではない。国民の代表
者である議員は、まず改憲を望む
世論の広がりを受けたこそ、その
民意を代表して発議にも動く。そ
れが本来の手順ではない。

今ある「三分の二」超も、改憲
をあえて、争取廻し、にじた選挙
の結果であって、改憲を望む民意
の反映とは到底言じ難い。その難
会が発議を先行させ、短時間の議
論で国民に重い選択を迫ることに
なれば、国民は責任ある判断を原
くせず、歴史に取り返しの付かな
い禍根を残す危険性も高まる。こ
こが問題なのである。

国会発議に向かっては、首相の期
限切りにも、「縛られないといふ」
幅広い合意を目指して、憲法審
査会の議論を、廣々と積み上げる
べきだ。開かれた議論がいつか、
私たちの責任ある改憲判断の素地
にもなればと期待したい。